管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部  　住宅建築局  　　公共建築室 | 管内出張について、経路を誤って入力していたため、旅費の支給額が不足しているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | 既支給額 | 正規支給額 | 不足額 | | Ａ | 令和５年８月８日 | 513円 | 558円 | 45円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 | | |
| 旅費の支給額不足分については、追給済み。  今回の検出事項の原因は、申請者、承認者及び旅費支給事務担当者の確認が不足していたものである。  職員の出張は自宅からの宅発出張後、出張先から勤務公署までの経路であったが、誤って自宅から出張先の往復経路で申請、確認が行われたもの。  　本件指摘事項について、所属内で共有し、旅費事務の適正な執行について注意喚起を行った。  　今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に経路の誤りがないかの確認を行うとともに、旅費支給事務の際は、旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。 | | |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月３日から同月26日まで）